

令和6年 第16回厚沢部町農業委員会総会議事録												
招集年月日	令和6年10月21日											
招集の場所	厚沢部町町役場2階 第1会議室											
会議の日時	開 会	令和6年10月28日 午後 4時30分										
	閉 会	令和6年10月28日 午後 5時30分										
出席者の数	委員定数14名のうち 出席者14名 欠席者0名											
出席委員	職 名		氏 名		職 名		氏 名		職 名		氏 名	
	1番	会長	外 崎	明	7番	委員	下川部	和 宏	13番	委員	由 利	昭 人
	2番	委員	吉 田	藍	8番	委員	川 口	豊	14番	委員	佐 藤	貴 彦
	3番	委員	佐 藤	美登子	9番	委員	西 口	智 章				
	4番	委員	木 村	卓 也	10番	委員	奈 良	和 人				
	5番	委員	齋 藤	和 博	11番	委員	木 口	幸 弘				
	6番	委員	前 田	秀 幸	12番	委員	佐 藤	龍 也				
参 与	事務局長 沼 下 利 広 総務係 谷 口 方 基											
議案説明のため出席した者 なし												
令和6年 月 日 上記のとおり、会議の顚末を記載し、相違ないことを証するため署名捺印する。												
会 議 録 署名委員	農委会長 6番 _____ 13番 _____ _____											

[illegible]

会 議 の 経 過	
事務局長	全員おそろいですので、これより、第16回厚沢部町農業委員会総会を始めます。
会長	さっそく総会に入りたいと思います。よろしくお願いします。
	日程第1、出席者の報告。14名出席です。 日程第2、議事録署名委員の指名について、6番、13番お願いいたします。
	報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について事務局説明をお願いします。
事務局	報告第1号 下記農地について利用権設定の解約の申し入れがあり、農地法第18条第6項の規定により通知がありましたので報告します。 1番 借主は鶉の〇〇〇〇さん、貸主は札幌市の〇〇〇〇さん、土地の所在は鶉00-0ほか1筆で、地目は公簿・現況ともに田、合計面積は15,173㎡、契約期間は令和5年5月27日から令和9年5月26日まででした。所有権移転にともなう解約です。 2番 借主は当路の〇〇〇〇さん、貸主は札幌市の〇〇〇〇さん、土地の所在は新栄00-0ほか2筆で、地目は公簿・現況ともに記載のとおり、合計面積は24,616㎡、契約期間は令和2年9月18日から令和7年9月17日まででした。所有権移転にともなう解約です。 3番 借主、貸主は2番と同じです。土地の所在は新栄00-0ほか11筆で、地目は公簿・現況ともに田、合計面積は51,933㎡、契約期間は令和5年5月29日から令和8年12月31日まででした。所有権移転にともなう解約です。
会長	事務局の説明終わりました。すべて所有権移転に伴う解約ということで、何か聞きたいことあれば。 なければ、これでよろしいですか。
委員	異議なし。
	では、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明願います。
事務局	議案第1号 下記のとおり利用権設定のため農地法第3条の規定による許可申請があったので適否について意見を求めます。 1番 譲受人は館町の〇〇〇〇さん、譲渡人は館町の〇〇〇〇さん、土地の所在は館町00-0、地目は公簿・現況ともに畑、面積は1,551㎡となっています。贈与による所有権移転となっております。
会長	事務局の説明終わりました。補足説明をお願いします。
西口委員	場所は、〇〇〇〇さんのハウスの近くで、うちの裏の小さな畑なのですが、住宅と一緒に贈与して譲りたいという話で、双方合意の上での所有権移転です。よろしくお願いします。
会長	補足説明終わりました。何か質問・意見ありませんか。
委員	ありません。
会長	何もなければ申請通り許可してよろしいですか。
委員	はい。
会長	

会 議 の 経 過	
事務局	それでは、申請通り許可します。 次に議案第2号 農用地利用集積計画について、事務局より説明願います。 議案第2号 下記農地につき、農用地利用集積計画により所有権移転の申請があったので、適否について意見を求めます。 1番 譲受人は稲見の〇〇〇〇さん、譲渡人は赤沼町の〇〇〇〇さん、土地の所在は富栄 00-0、地目は公募現況ともに田、面積は 5,128 m²、対価は 10a あたり 80,000 円となっております。 2番 譲受人は美和の〇〇〇〇さん、譲渡人は富栄の〇〇〇〇さん、土地の所在は美和 00-0 ほか1筆、地目は公募現況ともに畑、合計面積は 7,228 m²、対価は 10a あたり 28,000 円となっております。 3番 譲受人は新栄の〇〇〇〇さん、譲渡人は新栄の〇〇〇〇さん、土地の所在は 00-0 ほか4筆、地目は公募現況ともに記載のとおり、合計面積は 50,398 m²、対価は 10a あたり田で約 193,000 円、畑で 50,000 円ほどとなっております。 4番 譲受人は新栄の〇〇〇〇さん、譲渡人は札幌市の〇〇〇〇さん、土地の所在は 00-0 ほか28筆、地目は公募現況ともに記載のとおり、合計面積は 121,163.69 m²、対価は 10a あたり田で約 100,000 円、畑で 20,000 円ほどとなっております。
会長 前田委員	事務局の説明終わりました。補足説明をお願いします。 1番は、〇〇〇〇さんが高齢のため、今まで賃貸していた〇〇〇〇さんに売りたいということです。 2番は、〇〇〇〇さんは生前贈与をするので、今まで賃貸していた〇〇〇〇さんに売りたいということです。
由利委員	3番は、所有者が高齢というので、今まで賃貸していた農家に打診をしましたが、買わないということで、近傍であります〇〇〇〇さんに売却することになったということです。金額についても双方合意ということです。場所については議案の地図記載のとおりです。 4番については、〇〇〇〇さんに関しては、20年以上札幌の方に居られて、今回土地を全て処分したいということでした。こちらに関しても、賃貸していた農家さんに打診をしたが、買わないということで〇〇〇〇さんに売却することになったそうです。金額についても、双方合意とのことで、場所についても議案に記載のとおりです。以上です。
会長 委員	補足説明が終わりました。質問や意見はありませんか。 ありません。
会長 委員	それでは申請通り許可してよろしいでしょうか。 はい。
会長	申請通り許可することといたします。 他になければ第16回農業委員会総会を閉会します。 ～了～

